

第百五十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三号

平成十三年三月八日(木曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長 堀込 征雄君

理事 木村 太郎君

理事 二田 孝治君

理事 小平 忠正君

理事 白保 台一君

理事 相沢 英之君

理事 金田 英行君

理事 北村 誠吾君

理事 小島 敏男君

理事 七条 明君

理事 高木 毅君

理事 福井 照君

理事 佐藤謙一郎君

理事 永田 寿康君

理事 三村 申吾君

理事 高橋 嘉信君

理事 松本 善明君

理事 山口わか子君

農林水産大臣

農林水産副大臣

農林水産大臣政務官

農林水産委員会専門員

委員の異動

二月一日

辞任

小島 敏男君

補欠選任

萩野 浩基君

同月二日

辞任

萩野 浩基君

補欠選任

小島 敏男君

同月八日

辞任

岩倉 博文君

菅野 哲雄君

同日

辞任

竹下 巨君

阿部 知子君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

補欠選任

竹下 巨君

阿部 知子君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

激増する野菜等の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(埼玉県川島町議会)(第七七三三号)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(愛知県渥美町議会)(第七七四四号)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県淀江町議会)(第七七五五号)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七七六六号)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七七七七号)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七七八八号)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七七九九号)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇〇号)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇一號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇二號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇三號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇四號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇五號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇六號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇七號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇八號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八〇九號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇二號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇三號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇四號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇五號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇六號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇七號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇八號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇九號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一〇號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一一號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一二號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一三號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一四號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一五號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一六號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一七號)

激増する野菜等の緊急輸入制限の発動に関する意見書(鳥取県岩倉町議会)(第七八一〇一八號)

地域農業と農家経営を守るために、緊急輸入制限の発動に関する意見書(山口県三隅町議会)(第七七八八号)

特別開伐事業の創設に関する意見書(熊本県議会議)(第七八九九号)

農業経営再建対策に関する意見書(北海道新篠津村議会)(第七九〇〇号)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇一號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇二號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇三號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇四號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇五號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇六號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇七號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇八號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九〇九號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇二號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇三號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇四號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇五號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇六號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇七號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇八號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇九號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一〇號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一一號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一二號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一三號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一四號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一五號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一六號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一七號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一八號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇一九號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇二〇號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇二一號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇二二號)

農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(熊本県玉名市議会)(第七九一〇二三號)

米価の下落を抑えるため、自主流通米の値幅制限の復活に関する意見書(岩手県江刺市議会)(第八〇二号)

米価の下落を抑えるため、自主流通米の値幅制限の復活に関する意見書(埼玉県川島町議会)(第八〇二号)

野菜の緊急輸入制限と価格安定対策に関する意見書(佐賀県武雄市議会)(第八〇三号)

野菜の緊急輸入制限と価格安定対策に関する意見書(佐賀県西有田町議会)(第八〇四号)

野菜のセーフ・ガードと米の値幅制限の復活に関する意見書(京都府和知町議会)(第八〇五号)

輸入農産物による価格下落防止に関する意見書(島根県佐田町議会)(第八〇六号)

輸入農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(宮城県高清水町議会)(第八〇七号)

輸入農産物の緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(宮城県金成町議会)(第八〇八号)

輸入農産物の緊急輸入制限措置の発動等に関する意見書(徳島県勝浦町議会)(第八〇九号)

輸入野菜等の増加に対する緊急輸入制限措置の発動に関する意見書(新潟県豊栄市議会)(第八一〇号)

林業・木材産業振興に関する意見書(山口県三隅町議会)(第八一二号)

本日の会議に付した案件
農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三二二号)

〇堀込委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣谷津義男君。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案
(本号末尾に掲載)

〇谷津國務大臣 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であります。

そのためには、意欲ある担い手が、経営環境の変化に適応しつつ、農業経営の改善を積極的に推進することができるよう、個々の経営の実情に応じた融資対策を進めていくことが必要であります。

また、財投改革に伴い、農林漁業金融公庫については、他の公庫と同様に、債券の発行により市場から資金を調達することや、経済環境の変化に主体的かつ機動的に対応することにより市場の信頼を得ていくことが求められております。

政府といたしましては、このような課題に対処して、意欲ある担い手に対して経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫資金制度の見直しを行うとともに、これにあわせて、財投改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業金融公庫資金制度の見直しであります。

農業経営の規模拡大に際して、土地改良、農地取得などの前向き投資に加え、既往負債の償還負担の軽減を図ることのできる資金を創設することとしております。

また、自作農だけでなく、借地型経営や施設型経営を含めて、既往負債の償還負担の軽減を含めて農業経営の維持安定のための資金を融通することのできる資金を創設することとしております。

第二に、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化であります。

公庫が市場から資金を自己調達することを可能とするため、農林漁業金融公庫債券を発行することができるとすることとともに、政府が農林漁業金融公庫債券に係る債務を保証することができるとしてしております。このほか、公庫が短期借入れを行うことができることとしております。

第三に、農林漁業金融公庫の自律性の向上を図るための措置であります。

公庫が経済環境の変化に主体的かつ機動的に対応することにより市場の信頼を得ていくことが可能となるよう、従たる事務所の設置に係る主務大臣認可の廃止など、公庫に係る諸規制の見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇堀込委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三月十四日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律

(農林漁業金融公庫法の一部改正)
第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」第三十一條を「第二十九條・第三十條」に、「第六章 補則」第三十二條「第三十四條」を「第六章 雜則」第三十一條「第三十三條」に、「第三十五條」第三十七條を「第三十四條」第三十六條に改める。

第一條第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三條第二項中、「主務大臣の認可を受けてを削る。

第四條第一項を次のように改める。

公庫の資本金は、政府の出資金三千四百六億三千七百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)第十条第一号の規定により同法第十一条第一項第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円の合計額とする。

第六條中「又はこれに類する名称を削る。

第十一條第二項中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同條第三項中「総裁、副総裁、理事又は監事」を「役員」に改める。

第十二條中「総裁、副総裁、理事又は監事」を「役員」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(役員の解任)

第十二條の二 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

「第一号の七」に、「第五号の二」を「第一号の七、第五号の二」に、「貸付の」を「貸付けの」に改め、同条第四項を次のように改める。

借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十一条の

ず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する債券（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。）

第三十三条とする。

第三十五条中「公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員が、第三十一条第一

項を「第三十条第一項」に改め、「又はの下に、同項の規定によるを加え、」ときは、十万円を「場合」には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三十万円に改め、第七章中同条を第三十四条とする。

同条を第三十五条とし、第三十七条を第三十八条とする。

附則第二十四項中「利率の欄中」の下に「二年五分五厘」とあるのは「年三六分五厘以内で主務大臣の定める利率」とを加える。

別表第一の第一号(一)の次に次のように加える。

(一) 農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

二年

別表第一の第一号(九)の貸付金の種類の欄中「資金」の下に「当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。」を加える。

別表第二の第一号の二の貸付金の種類の欄中「第一号の六の下に、第一号の七を加え、同号の利率の欄中「及び第一号の六を、第一号の六及び第一号の七に改める。

(自作農維持資金金融法の廃止)

第二条 自作農維持資金金融法(昭和三十年法律第六十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第一号から第二号まで、第三号(一)及び第四号(一)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

第三条 農林漁業金融公庫は、当分の間、第一条の規定による改正後の農林漁業金融公庫法(次項において「新法」という。)第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第二項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第八十号)第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により承継した権利の処理に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定による業務は、新法の適用については、新法第十八条第四項の業務とみなす。

第四条 農林漁業金融公庫は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する四半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(自作農維持資金金融法の廃止に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第二条の規定による廃止前の自作農維持資金金融法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第一号中「長期借入金金の限度額」の下に、「農林漁業金融公庫にあつては借入金(農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第二十四条第四項の規定による短期借入金金を除く。)の限度額を加え、同項第二号中「及び沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債権」を「沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債権及び農林漁業金融公庫債権」に改め、とする公営企業債券の下に「若しくは農林漁業金融公庫債券」を加え、同条第三項中「沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券」の下に、「農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券」を加える。

(北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第八条 北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「貸付」を「貸付け」に、「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「第二十二條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、」と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又はは」に、「第三十六條第三号中「附則第二十三項」を「第三十五條第三号中「第十八條の三」に、」附則第二十三項並びに「第十八條の三」まで及びに改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第九条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「行なう」を「行う」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條及び第三十條第一項」に、「同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「同法中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、」と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び同項中「この法律」とあるのは「この法律又はは」に、「自作農維持資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)を、産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)以下「融通法」という。」に、「自作農維持資金金融通法」を「融通法」に改める。

(南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第十条 南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十二年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「行なう」を「行う」に、「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「第二十二條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、」と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又はは」に、「第三十六條第三号中「附則第二十三項」を「第三十五條第三号中「第十八條の三」に、」附則第二十三項並びに「第十八條の三」まで及びに改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十一条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「行なう」を「行う」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條及び第三十條第一項」に、「同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「同法中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、」と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又はは」に、「第三十六條第三号中「附則第二十三項」を「第三十五條第三号中「第十八條の三」に、」附則第二十三項並びに「第十八條の三」まで及びに改める。

第十條第四項中「同法第三十一條第一項を「同項に、自作農維持資金融通法を「融通法」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第十二條 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第二項第一号中、「産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)若しくは自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)を若しくは産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)以下「融通法」という。」に改める。

第十九條第三項中「産業労働者住宅資金融通法を「融通法」に改め、及び自作農維持資金融通法第二條に規定する資金の貸付けの業務を削る。

第三十一條第二項中、「産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法を、及び融通法に改める。

(水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の部改正)

第十三條 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中、「第四項及び第五項を、及び第四項に改め、第三項中「第二十九條第二項、第三十條第一項第一号及び第三十六條第三号を、第三十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、第二十九條第二項中「融通法」とあるのは、を「第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは、に、と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは、を「又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは、この法律又は「に、第三十六條第三号中を、第二十五條第三号中に改める。

第一類第八号 農林水産委員会議録第二号 平成十三年三月八日

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第十四條 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号を、第十二條の二第二項第一号、第二十九條及び第三十條第一項に、同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは、を「同号中又はこの法律」とあるのは、若しくは「に、と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは、を「又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び同項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に改める。

(特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第十五條 特定農産加工工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中、「第四項及び第五項を、及び第四項に改め、同法第三十條第二項、第二十九條第二項、第三十條第一号及び第三十六條第三号を、第三十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは、若しくは「に、と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは、を「又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは、この法律又は「に、第三十六條第三号中を、第二十五條第三号中に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第十六條 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「第四項及び第五項を、及び第四項に改め、同法第三十條第二項、第二十九條第二項、第三十條第一号及び第三十六條第三号中を、第二十五條第三号中に改める。

第三号を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは、を「第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは、若しくは「食品流通構造改善促進法又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは、この法律又は「に、第三十六條第三号中を、第三十五條第三号中に改める。

(獣医療法の一部改正)

第十七條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中、「第四項及び第五項を、及び第四項に改め、同法第三十條第二項、第二十九條第二項、第三十條第一号及び第三十六條第三号を、第三十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは、若しくは「に、と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは、を「又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは、この法律又は「に、第三十六條第三号中を、第三十五條第三号中に改める。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第十八條 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中、「第四項及び第五項を、及び第四項に改め、同法第三十條第二項、第二十九條第二項、第三十條第一号及び第三十六條第三号を、第三十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは、若しくは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは、この法律又は「に、第三十六條第三号中を、第三十五條第三号中に改める。

臨時措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは、この法律又は「に、第三十六條第三号中を、第三十五條第三号中に改める。

(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一部改正)

第十九條 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中、「第四項及び第五項を、及び第四項に改め、同法第三十條第二項、第二十九條第二項、第三十條第一号及び第三十六條第三号を、第三十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは、若しくは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは、この法律又は「に、第三十六條第三号中を、第三十五條第三号中に改める。

理由

特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するため、農林漁業金融公庫が貸し付ける資金の種類を拡充することとし、あわせて、農林漁業金融公庫が農林漁業金融債券を発行することができることとするほか、その業務に要する資金の調達手段を多様化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年三月十九日印刷

平成十三年三月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B